

鏡野町新卒者等ふるさと就職奨励金 交付制度のお知らせ

●新卒者等ふるさと就職奨励金交付制度とは

中学・高校・高専・大学等の新規学卒者、U I J ターン者の就職に伴う、若者の定住を促進し、地域の活性化を目的としています。町内・通勤可能な町外で就職(※)し、就職後6か月勤務を継続し、引き続き鏡野町に定住する者に対して、10万円の奨励金を交付する制度です。

(※) 就職とは、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ① 法人・個人事業所に就職すること
- ② 農林水産業に従事すること
- ③ 自営業を開始、または家業を継承するために従事すること

●交付対象者

1. 新規学卒等就職者(30歳未満) …

卒業または退学から1年以内に鏡野町に住所を有し、就職した者

2. U I J ターン就職者(40歳未満) …

鏡野町に転入した日、または就職した日のどちらか早い日から1年を経過していない者

★1、2の対象者で、下記のすべての条件を満たす者(詳細条件有)

- ① 永住、または3年以上居住する意思を持ち鏡野町に住民登録をして、なおかつ生活の本拠を町内に置く者
- ② 公務員または独立行政法人の職員・役員でない者
- ③ 町税等の滞納がない者で、過去に奨励金の交付を受けていない者

●上記の要件以外にも別途詳細条件がありますので、必ず鏡野町ホームページ(トップ→行政情報→各課の仕事→まちづくり課→新卒者等ふるさと就職奨励金)をご確認ください。

●申請方法

就職した日から6か月を経過した日以後に、必要な書類(交付申請書・定住誓約書・就業証明書・学校を卒業又は退学したことを証明する書類・保険証の写し・その他必要書類等)を提出してください。

※交付の日から3年以内に転出した場合等は返還していただくことがあります。

お問い合わせ先 鏡野町まちづくり課 担当: 築山 電話 (0868) 54-2982

地元で働くみなさんを応援します！

街頭啓発運動の実施について

鏡野町社会教育委員会は、毎日がんばり続ける皆様を応援するため、次のとおり街頭啓発運動を実施します。皆様が毎日ゆとりを持って暮らせるよう応援します。

日時・場所

- | | | | |
|-----------|-----------------|--------|----------|
| 10月2日(月) | 午前7時15分～午前7時45分 | 〈鏡野地域〉 | コメリ鏡野店付近 |
| 10月16日(月) | 午前7時00分～午前7時30分 | 〈奥津地域〉 | 箱岩橋付近 |
| 11月6日(月) | 午前7時15分～午前7時45分 | 〈鏡野地域〉 | コメリ鏡野店付近 |
| 11月20日(月) | 午前7時00分～午前7時30分 | 〈奥津地域〉 | 箱岩橋付近 |

お問い合わせ先 鏡野町教育委員会 生涯学習課 担当: 渡邊
電話 (0868) 54-7733 FAX (0868) 54-3335